

学 則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本校は山形県立米沢鶴城高等学校と称する。

(目的)

第 2 条 本校は学校教育法及び山形県教育委員会の定める規則に基づき、高等普通教育及び工業、商業に関する専門教育を施すことを目的とする。

(課程等)

第 3 条 本校に次の課程及び学科を置く。

- (1) 全日制の課程 機械科・生産デザイン科 機械加工科・機械制御科
電気情報科 建築科・環境工学科
商業科・総合ビジネス科・会計情報科
- (2) 定時制の課程 産業科・総合学科
- (3) 専攻科 クリエイティブエンジニア科

(修業年限・入学定員)

第 4 条 修業年限及び入学定員は次のとおりとする。

- (1) 修業年限
 - (イ) 全日制の課程 3年
 - (ロ) 定時制の課程 3年又は4年(単位制)
 - (ハ) 専攻科 2年
- (2) 入学定員は山形県教育委員会が定めるところによる。

(職員組織)

第 5 条 本校の職員組織は別にこれを定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(年度及び学期)

第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 条 学年を分けて、次の学期とする。

- (1) 全日制の課程
 - (イ) 第1学期 4月1日から7月31日まで
 - (ロ) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (ハ) 第3学期 1月1日から3月31日まで
- (2) 定時制の課程
 - (イ) 第1学期 4月1日から9月30日まで
 - (ロ) 第2学期 10月1日から3月31日まで
- (3) 専攻科
 - (イ) 前 期 4月1日から9月30日まで
 - (ロ) 後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。ただし、定時制の課程については、教育長の承認を得てこれによらないことができる。

- (1) 学年始休業日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日

2 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、前項に規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に授業を行なうことができる。

第 3 章 教育課程及び授業日数

(教育課程の編成)

第 9 条 本校の教育課程は別に定める。

(授業日数等)

第 10 条 本校の授業日数、時間数及び授業終始の時刻は、別に定める。

第 4 章 単位の修得及び卒業の認定

(単位の認定)

第 11 条 本校の教育課程における教科科目の単位修得は、その教科科目を履修した者について、平素の成績を評価して校長がこれを認定する。

(卒業の認定)

第 12 条 卒業は本校の定めた所定の全課程を修了したと認めた者については、卒業証書を授与する。
2 専攻科を修了したと認めた者に対し、校長は修了証書を授与する。

第 5 章 入学、休学、留学、転学及び退学

(入学資格)

第 13 条 第 1 学年に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は学校教育施行規則第 95 条の各号の一に該当する者とする。

2 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は、中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が認められた者

(入学許可及び選抜)

第 14 条 校長は、入学を志願した者について選抜により入学を許可する。

2 前項の選抜は、山形県教育委員会が定めるところにより行う。

(志願手続き)

第 15 条 入学志願者は、入学願書及び出身学校長の作成した調査書並びに入学者選抜手数料を添え、出身学校長を経由して提出しなければならない。

2 定時制の課程の成人入学志願者は、中学校の卒業証書をもって調査書に代えるものとする。

3 専攻科の入学志願者は、入学願書、出身高等学の調査書、エントリーシートに入学者選抜手数料を添えて提出しなければならない。

(編入学)

第16条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、校長が当該学年又は年次に在学する者と同様以上の学力があると認めた者とする。

(入学の時期)

第17条 生徒を入学させる時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、校長は、特別の必用があり、かつ、教育上支障がないと認めたときには、年度の途中においても学期の区分に従い、入学を許可することができる。

(誓約書の提出)

第18条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 保護者等の氏名、住所などに変更があった場合は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本を添え、遅滞なく校長に届け出なければならない。

(保護者等)

第19条 保護者等は各号に該当するもので、その順位は次の各号の順序とする。

- (1) 親権者
- (2) 後見人
- (3) 生徒が18歳になる日の前日に第1号又は第2号に該当していた者
- (4) その他、校長が適当と認める者

(休学又は退学)

第20条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により2箇月以上出席できないときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ休学願を提出し、校長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気のため休学しようとする場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は引き続き2年以内とする。

3 生徒は、退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署のうえ退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第21条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を付し、保護者等が連署のうえ校長に願い出なければならない。

(転学)

第22条 生徒は、他の学校に転学又は他の課程に転籍しようとするときは、転学(転籍)願書に保護者等が連署して校長に願い出なければならない。

(出席停止)

第23条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれがある生徒に対して、その出席停止を命ずることができる。

第6章 授業料、その他の諸納付金

(授業料等)

第24条 授業料、その他学校で定めた諸納付金は、毎月所定の日まで納付しなければならない。

2 校長は、授業料を正当の理由なく納入しない生徒に対しては、その登校を停止することができる。

第7章 賞 罰

(表彰)

第25条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

(懲戒による退学)

第27条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 補 則

(補足)

第28条 この学則施行に関し、必要な事項は校長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日に制定し施行する。